

健康専科



こんにちは保健婦です

保健センター
82-5726
166

眼にも忍び寄る生活習慣病!

起こっている眼の変化!

眼の生活習慣病には白内障、糖尿病性網膜症などがあります。これらの病気は他の内科的な病気と同様早期発見・治療が重要です。そこで今日は眼について考えてみましょう。

Q1. どれが正しいでしょうか?

眼の老化は
①幻覚がある
②焦点が合わない
③光の感度が鈍くなる
ことによって自覚することが多いです。

Q2. 白内障は眼の
①感染症
②合併症
③老化現象
です。

Q3. 中途失明の原因の第1位は
①糖尿病性網膜剥離
②白内障
③白内障

かぜの予防にとりわけ有効な栄養素は、ビタミンAとC。ビタミンAはかぜのウイルスの侵入口となるのどや鼻の粘膜を丈夫にします。Aの多い旬の青菜、カボチャ、ニンジンなどをたっぷり食べましょう。予防だけではなく、かぜの回復にも欠かすことのできないのがビタミンCです。ウイルス感染に対する免疫力を高め、ウイルスによって損なわれた細胞の修復や再生に役立ちます。ビタミンCの多い野菜としては、ブロッコリー、レンコンがおすすめ。果物では、カキとミカンはビタミンAとCの両方を含む優れたものです。

かぜをひいてしまったという人は、温かく、水分の多い食事を。熱があるときは、温かい食事が発汗を促して熱を下げる役割を果たし、水分の多い食事が汗で出た分を補充します。食欲がないときは、くす湯、温めた牛乳やホットココア、おかゆなどを。様子をみて、青菜やタマゴを入れたおじややうどんなど、消化がよく、のど越しのよいものを摂るといいでしよう。のどが痛くせきができるのは、粘膜が荒れている証拠ですから、刺激性の強いもの、熱いもの、固いものはひかえましょう。

本来無色透明の水晶体が、その成分であるたんぱく質の変性等によって白く濁ります。その原因は①老人性(加齢)のもの②糖尿病によるもの③先天性のもの④外傷性のものなどです。白内障の多くは老化によるもので、特効的な治療があるわけ

ではありません。様子を見ながら日常生活に支障が出る時に手術することが多いようです。

しかし、中には老化だけが原因

でないこともありますので、症状がある人は早めに診てもらいましょ。

①すりガラスを通して見ているよ

うにかすんで見える

②屋外は眩しくて見えにくいか、

屋内は良く見える

③暗くなると見えにくくなる

④遠くが見えづらいが、近くが良く見える

糖尿病の約20%の人が…

今は、10人に1人が糖尿病、5

人に1人が糖尿病の境界型が疑

われると言っている世の中です。

ます。

糖尿病が原因で網膜血管が弱く

なり、血管にいぼができるたり、閉

塞して出血したりすることがあり

ます。

糖尿病の疑いがある人は、きちんと管理しないと網膜症を起こす恐れがあります。現在、600万人いるといわれている患者のうち、約20%(120万人)が重症の網膜症にかかるおり、日本人の失明原因の第1位はこの糖尿病性網膜症によるものです。

主治医のもと血糖をコントロールすると共に、視力に問題がない

ても年2回ほどは眼の検査を受

けましよう。

元来眼は2つあるため、片方に

症状が出ていても、意外に気づか

ないことがあります。

そのため、40歳を過ぎたり定期

健診などで眼の検査を受けま

しょう。

現代はテレビ・パソコン等の普

及で、とても目を酷使する時代で

す。眼の休養のためにも長い時間

見ないことや睡眠をしっかりと

んど休める時間を作ることも大切

な予防ではないでしょうか。

セルフチェック

①全体がかすんで見える

②一部分が見えなくなったり、

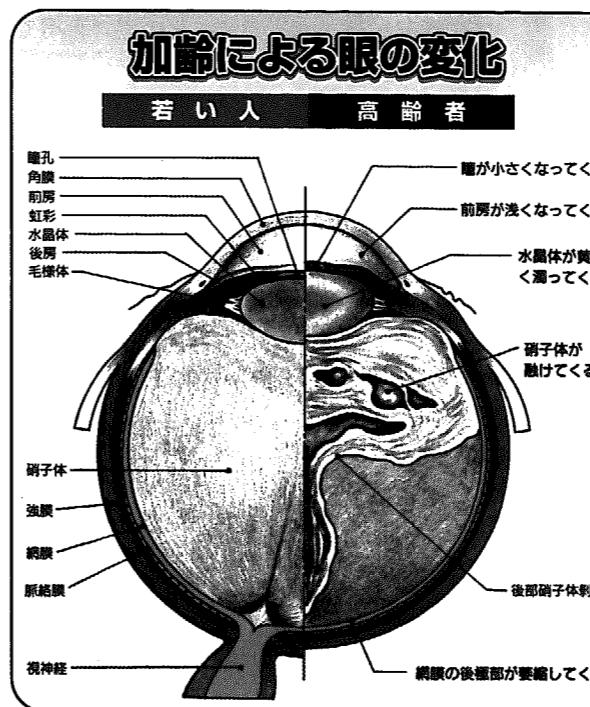
視野が欠ける

③中心だけが見えにくい

④目に見えなくなる

⑤目の前に黒いものが見える

⑥目の前を光が走る



①: 20 ②: 20 ③: 20 ④: 20 ⑤: 20 ⑥: 20

Dental healthy Kids.

山田赳太くん
(和納11区)
竹内萌衣ちゃん
(和納6区)
榎原瑞華ちゃん
(岩室)
中村直くん
(和納6区)
渡邊友理ちゃん
(石瀬)
和田舞子ちゃん
(石瀬)
田村直也くん
(和納3田)

このコーナーでは、3歳児健診でむし歯のなかった子どもたちを紹介します。(1/18健診より)
(写真を希望される方は保健センターまで)

2月は児童手当の支払月

現在、児童手当・特例給付及び就学前特例給付を受給している人は、今月8日、指定された金融機関口座に、振り込まれますのでご確認ください。

住民課・児童福祉係 82-5712

平成14年4月から国民年金の保険料の納付先が変わります

現在、国民年金保険料は、市町村に納付していただいているが、地方分権の事務見直しにより、平成14年4月からは、国(社会保険庁)に納めていただくことになります。これに伴い、役場の国民年金係の窓口を通じての納付はできなくなります。

主な変更点

- 納付書は、社会保険庁から被保険者あてに送付されます。毎年3月に翌年度分の納付書が送付されます。
- 全国の金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協・労働金庫)・郵便局で口座振替、納付ができます。



國民年金からの
お知らせ
.....
住 民 課
82-5712

※現在、口座振替により国民年金保険料を納付されている方は、引き続きご利用いただけます。口座振替を利用されている方には、平成14年2月~3月にかけて「口座振替開始(確認)通知書」が送付されますので、平成14年4月以降の振替口座等を確認してください。内容に変更がなければ手続きは必要ありません。

※なお、平成13年度分の国民年金の保険料については、平成14年4月30日までの間は、市町村の発行した納付書で納めることができます。